

## 2010年世界農林業センサス（北海道） 農山村地域調査結果の概要（概数値） （平成22年2月1日現在）

### 【調査結果の概要】

#### I 市区町村調査（北海道188市区町村）

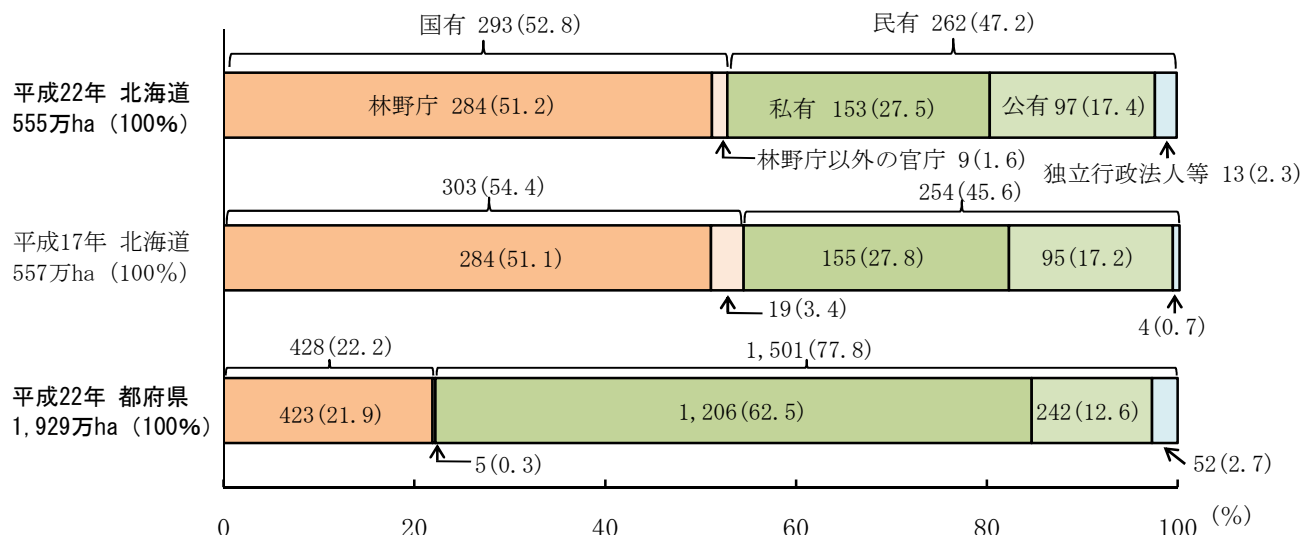
##### 1 林野面積（統計表P 6参照）

平成22年2月1日現在の北海道の林野面積は555万haで、林野率（総土地面積784万haに占める林野面積の割合）は70.8%となった。

また、所有形態別にみると、国有は293万ha（林野面積に占める割合は52.8%）、民有は262万ha（同47.2%）となっている。

さらに、民有の内訳をみると、私有が最も多く153万ha（民有に占める割合は58.3%）であった。

図1 所有形態別林野面積（北海道）



注：1 民有の独立行政法人等に含まれる国立大学法人が所有する演習林等については、平成17年調査では国有の「林野以外の官庁」に含む。

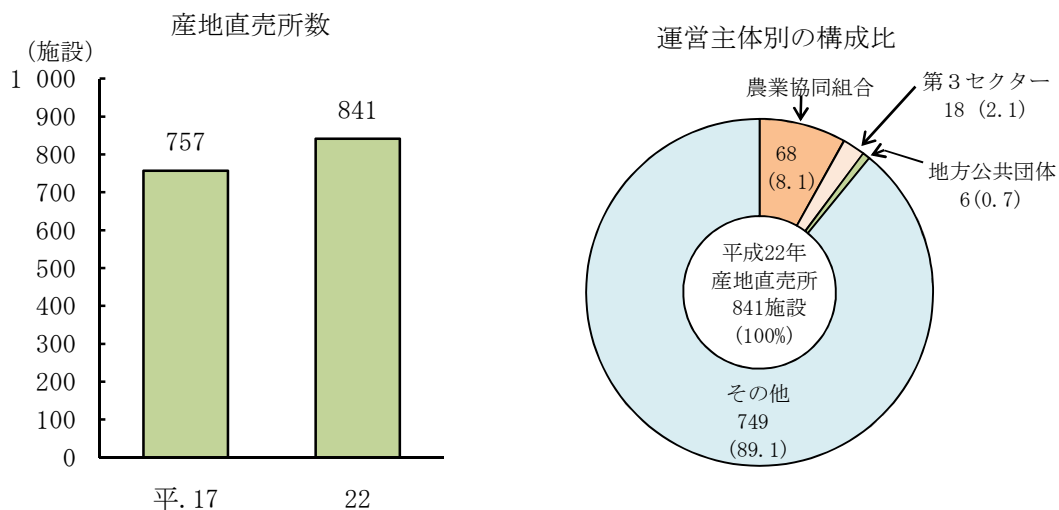
2 ( ) 内の数値は構成比である。

## 2 地域資源を活用した施設（産地直売所）（統計表 P10参照）

地域資源を活用した施設「産地直売所」は841施設で、5年前に比べて84施設（11.1%）増加した。

これを運営主体別にみると、「その他」（生産者個人や生産者グループ、民間企業等）が89.1%、農業協同組合が8.1%を占めた。

図2 地域資源を活用した施設（産地直売所）の状況（北海道）



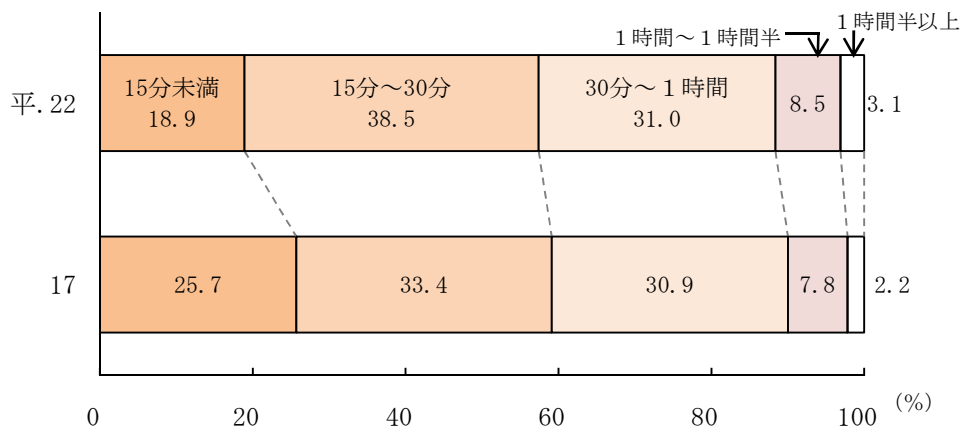
注：1 平成17年は、全域が市街化区域に含まれる農業集落の値は含まれていない。  
2 ( ) 内の数値は構成比である。

## II 農業集落調査（北海道7,135集落）

### 1 D I Dまでの所要時間別農業集落数割合（統計表 P10参照）

農業集落の中心地から距離が最も近いD I D（平成17年国勢調査の人口集中地区）の中心地までの所要時間（居住者が普段利用している交通手段による）をみると、「15分未満」が減少し、「15分～30分」が増加し全体の38.5%を占めている。

図3 D I Dまでの所要時間別農業集落数割合の推移（北海道）



## 2 実行組合の設置状況（統計表P11参照）

農業集落における実行組合の設置状況をみると、実行組合がある農業集落は5,380集落で、全体の75.4%となり、10年前と比べると14.2ポイント減少した。

表 実行組合の有無別農業集落数（北海道）

単位：集落

区 分	計	実行組合 がある	実行組合 がない
実 数			
平.22	7 135	5 380	1 755
12	6 637	5 950	687
構成比（%）			
平.22	100.0	75.4	24.6
12	100.0	89.6	10.4

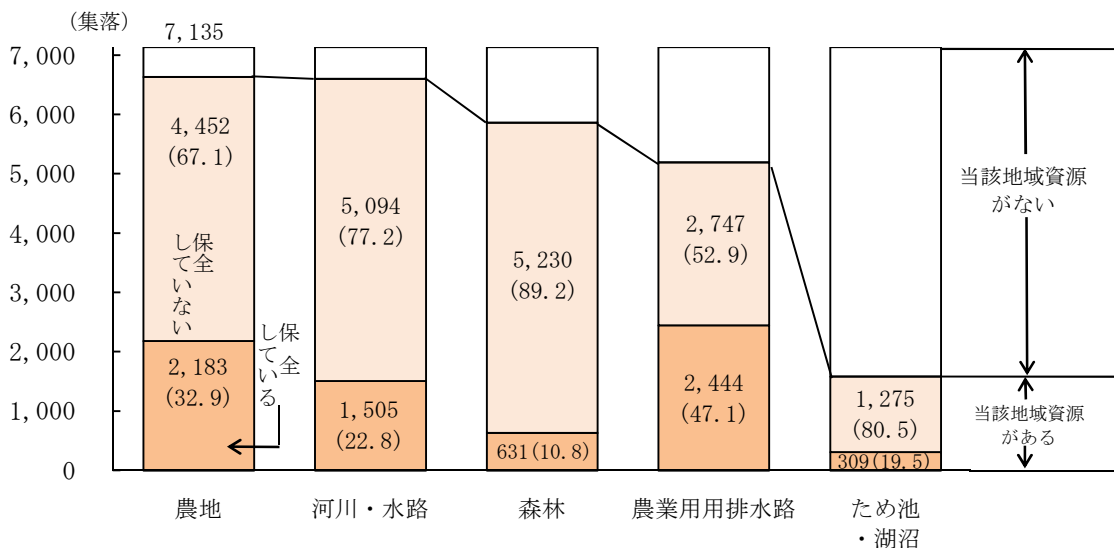
注：1 平成22年は、全域が市街化区域に含まれる農業集落は含まれていない。

2 平成12年は、農家数4戸以下等の農業集落は含まれていない。

## 3 地域資源の保全状況別農業集落数割合（統計表P14参照）

農地、森林、ため池などの地域資源を保有している農業集落の地域資源別の保全状況を見ると、各地域資源を保有する集落の中で保全活動を行っている割合が最も高いのは「農業用排水路」で47.1%（2,444集落）を占め、次は「農地」で32.9%（2,183集落）であった。

図4 地域資源の保全状況（北海道）

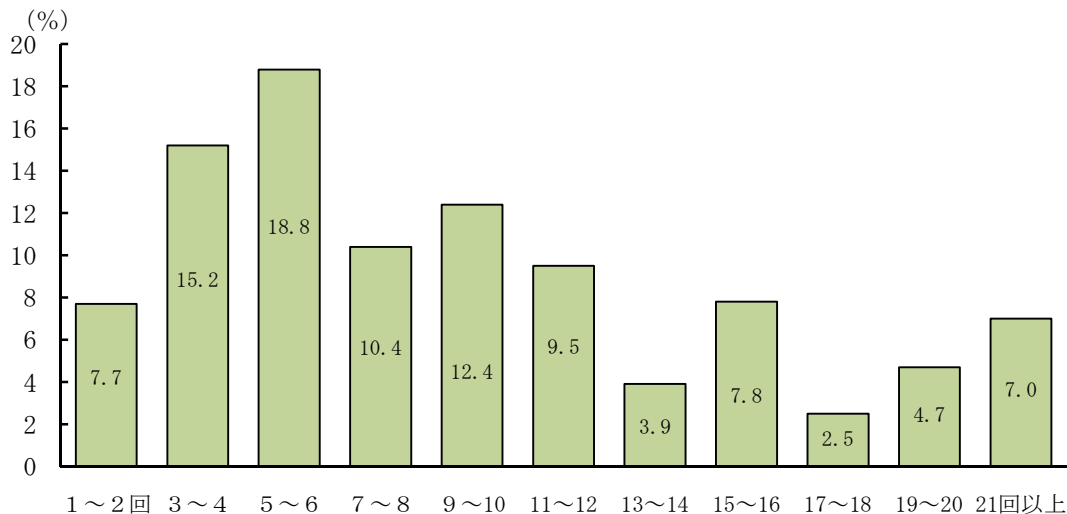


注：（ ）内の数値は、それぞれ地域資源がある農業集落に対する割合である。

#### 4 寄り合いの開催状況（統計表P12参照）

農業集落における過去1年間の寄り合いの開催状況をみると、87.1%の農業集落で寄り合いを開催しており、5～6回寄り合いを開催する農業集落の割合が最も多く、1,171集落、18.8%であった。

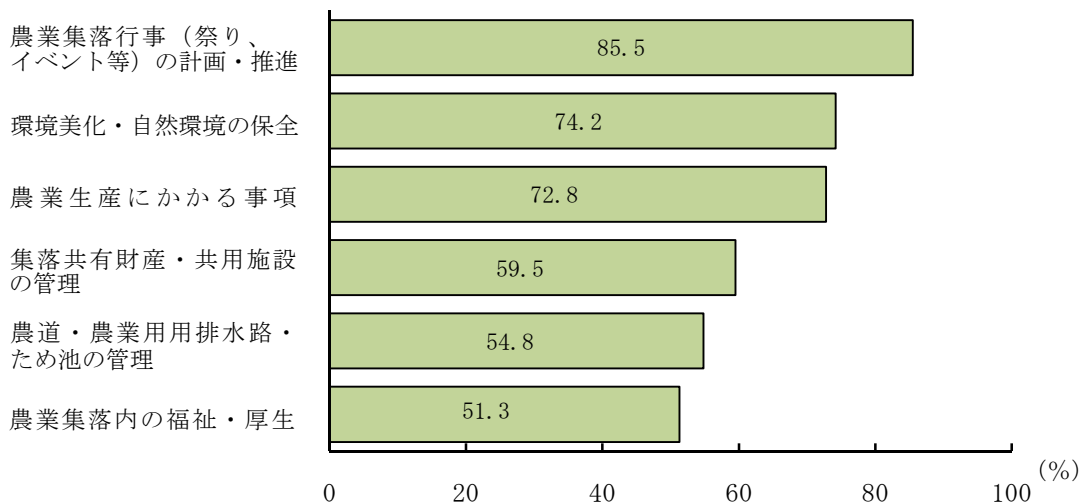
図5 寄り合いの開催状況（北海道）



#### 5 寄り合いの議題（統計表P12参照）

農業集落における寄り合いの議題の状況をみると、寄り合いを開催していると回答のあった農業集落のうち、7割以上の集落で、祭りや運動会、各種イベント等の「農業集落行事の計画・推進」、「環境美化・自然環境の保全」、「農業生産にかかる事項」を議題として話し合いが行われている。

図6 寄り合いの議題別農業集落数割合（北海道）



## 【 統 計 表 】

### 利用上の注意

- 1 この結果概要の数値は、確定値ではなく概数値である。
- 2 表中に用いた記号の用法は以下のとおりである。  
「－」：調査は行ったが事実のないもの
- 3 北海道の内訳の表章区分の管轄地域及び区域は、次のとおりである。

表 章 地 域	区 域
石 狩	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、石狩振興局の所管区域
渡 島	函館市、北斗市、渡島総合振興局の所管区域
檜 山	檜山振興局の所管区域
後 志	小樽市、後志総合振興局の所管区域
空 知	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、空知総合振興局の所管区域
上 川	旭川市、士別市、名寄市、富良野市、 1) 上川総合振興局の所管区域
留 萌	留萌市、留萌振興局の所管区域
宗 谷	稚内市、2) 宗谷総合振興局の所管区域
オホーツク	北見市、網走市、紋別市、オホーツク総合振興局の所管区域
胆 振	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、胆振総合振興局の所管区域
日 高	日高振興局の所管区域
十 勝	帯広市、十勝総合振興局の所管区域
釧 路	釧路市、釧路総合振興局の所管区域
根 室	根室市、根室振興局の所管区域

注：1) 幌加内町の値は上川総合振興局の所管区域として計上した。  
2) 幌延町の値は宗谷総合振興局の所管区域として計上した。

1 総土地面積及び林野面積

区 分	総土地面積	林野面積			現況森林面積	
		計	国有	民有	計	国有
	ha	ha	ha	ha	ha	ha
全 国 1	37 794 653	24 845 302	7 217 967	17 627 335	24 461 631	7 081 493
北 海 道 2	8 345 675	5 552 779	2 933 233	2 619 546	5 336 167	2 852 154
石 狩 3	353 986	203 438	142 472	60 966	198 489	138 372
渡 島 4	393 646	315 770	118 428	197 342	306 728	116 068
檜 山 5	262 994	218 782	129 266	89 516	213 835	128 754
後 志 6	430 583	348 680	152 640	196 040	317 519	146 123
空 知 7	579 119	362 655	188 498	174 157	360 845	187 993
上 川 8	1 061 920	778 492	436 387	342 105	774 444	434 010
留 萌 9	344 575	278 340	180 001	98 339	276 310	177 971
宗 谷 10	462 509	337 286	172 159	165 127	311 352	158 987
オホーツク 11	1 069 062	753 681	405 281	348 400	744 343	403 469
胆 振 12	369 800	265 890	96 851	169 039	247 051	94 914
日 高 13	481 197	387 749	215 011	172 738	383 297	213 715
十 勝 14	1 082 763	691 205	395 332	295 873	671 247	390 886
釧 路 15	599 738	437 058	192 922	244 136	377 152	168 421
根 室 16	344 034	173 753	107 985	65 768	153 555	92 471

2 所有形態別林野面積  
(1) 林野面積

区 分	合計	国有			計	独立行政 法人等
		計	林野庁	林 野 庁 以外の官庁		
全 国 1	24 845 302	7 217 967	7 079 016	138 951	17 627 335	647 531
北 海 道 2	5 552 779	2 933 233	2 844 955	88 278	2 619 546	126 296
石 狩 3	203 438	142 472	130 527	11 945	60 966	1 871
渡 島 4	315 770	118 428	116 228	2 200	197 342	3 040
檜 山 5	218 782	129 266	128 795	471	89 516	660
後 志 6	348 680	152 640	147 011	5 629	196 040	1 756
空 知 7	362 655	188 498	187 526	972	174 157	3 014
上 川 8	778 492	436 387	430 797	5 590	342 105	67 946
留 萌 9	278 340	180 001	177 752	2 249	98 339	162
宗 谷 10	337 286	172 159	163 274	8 885	165 127	22 970
オホーツク 11	753 681	405 281	402 477	2 804	348 400	445
胆 振 12	265 890	96 851	94 239	2 612	169 039	3 631
日 高 13	387 749	215 011	213 948	1 063	172 738	2 911
十 勝 14	691 205	395 332	390 795	4 537	295 873	11 862
釧 路 15	437 058	192 922	169 948	22 974	244 136	5 430
根 室 16	173 753	107 985	91 638	16 347	65 768	598

民有	森林以外 の草生地	林野率	区 分
ha	ha	%	
17 380 138	383 671	66.6	1
2 484 013	216 612	70.8	2
60 117	4 949	57.5	3
190 660	9 042	80.2	4
85 081	4 947	83.2	5
171 396	31 161	81.0	6
172 852	1 810	62.6	7
340 434	4 048	73.3	8
98 339	2 030	80.8	9
152 365	25 934	72.9	10
340 874	9 338	70.5	11
152 137	18 839	71.9	12
169 582	4 452	80.6	13
280 361	19 958	63.8	14
208 731	59 906	72.9	15
61 084	20 198	50.5	16

単位：ha

民有						区 分
小計	公有				私有	
	都道府県	森林整備法人 (林業・造林公社)	市区町村	財産区		
3 389 618	1 242 080	436 296	1 404 452	306 790	13 590 186	1
966 121	622 815	14	343 292	-	1 527 129	2
24 639	17 738	-	6 901	-	34 456	3
92 448	62 142	-	30 306	-	101 854	4
33 494	23 635	-	9 859	-	55 362	5
55 985	36 184	-	19 801	-	138 299	6
83 956	64 888	-	19 068	-	87 187	7
152 224	118 826	-	33 398	-	121 935	8
35 827	25 466	-	10 361	-	62 350	9
17 761	36	-	17 725	-	124 396	10
143 478	109 468	-	34 010	-	204 477	11
54 769	35 723	-	19 046	-	110 639	12
84 957	47 863	-	37 094	-	84 870	13
97 800	46 178	14	51 608	-	186 211	14
66 682	32 399	-	34 283	-	172 024	15
22 101	2 269	-	19 832	-	43 069	16

2 所有形態別林野面積（つづき）  
 (2) 現況森林面積

区 分	合計	国 有			計	独立行政 法人等
		計	林野庁	林 野 庁 以外の官庁		
全 国 1	24 461 631	7 081 493	7 032 479	49 014	17 380 138	646 835
北 海 道 2	5 336 167	2 852 154	2 830 955	21 199	2 484 013	126 144
石 狩 3	198 489	138 372	130 248	8 124	60 117	1 864
渡 島 4	306 728	116 068	115 659	409	190 660	3 040
檜 山 5	213 835	128 754	128 739	15	85 081	660
後 志 6	317 519	146 123	145 372	751	171 396	1 756
空 知 7	360 845	187 993	187 466	527	172 852	3 014
上 川 8	774 444	434 010	429 912	4 098	340 434	67 931
留 萌 9	276 310	177 971	177 718	253	98 339	162
宗 谷 10	311 352	158 987	157 588	1 399	152 365	22 970
オホーツク 11	744 343	403 469	402 030	1 439	340 874	445
胆 振 12	247 051	94 914	93 597	1 317	152 137	3 631
日 高 13	383 297	213 715	213 592	123	169 582	2 904
十 勝 14	671 247	390 886	389 615	1 271	280 361	11 749
釧 路 15	377 152	168 421	168 407	14	208 731	5 420
根 室 16	153 555	92 471	91 012	1 459	61 084	598

(3) 森林以外の草生地（野草地）

区 分	合計	国 有			計	独立行政 法人等
		計	林野庁	林 野 庁 以外の官庁		
全 国 1	383 671	136 474	46 537	89 937	247 197	696
北 海 道 2	216 612	81 079	14 000	67 079	135 533	152
石 狩 3	4 949	4 100	279	3 821	849	7
渡 島 4	9 042	2 360	569	1 791	6 682	-
檜 山 5	4 947	512	56	456	4 435	-
後 志 6	31 161	6 517	1 639	4 878	24 644	-
空 知 7	1 810	505	60	445	1 305	-
上 川 8	4 048	2 377	885	1 492	1 671	15
留 萌 9	2 030	2 030	34	1 996	-	-
宗 谷 10	25 934	13 172	5 686	7 486	12 762	-
オホーツク 11	9 338	1 812	447	1 365	7 526	-
胆 振 12	18 839	1 937	642	1 295	16 902	-
日 高 13	4 452	1 296	356	940	3 156	7
十 勝 14	19 958	4 446	1 180	3 266	15 512	113
釧 路 15	59 906	24 501	1 541	22 960	35 405	10
根 室 16	20 198	15 514	626	14 888	4 684	-

単位：ha

民有						区分
公有					私有	
小計	都道府県	森林整備法人 (林業・造林公社)	市区町村	財産区		
3 341 759	1 237 959	436 212	1 367 851	299 737	13 391 544	1
946 157	619 978	14	326 165	-	1 411 712	2
24 426	17 632	-	6 794	-	33 827	3
90 914	62 138	-	28 776	-	96 706	4
33 178	23 632	-	9 546	-	51 243	5
55 447	36 162	-	19 285	-	114 193	6
83 707	64 804	-	18 903	-	86 131	7
151 871	118 673	-	33 198	-	120 632	8
35 827	25 466	-	10 361	-	62 350	9
16 428	36	-	16 392	-	112 967	10
142 834	109 443	-	33 391	-	197 595	11
49 979	33 316	-	16 663	-	98 527	12
84 417	47 863	-	36 554	-	82 261	13
97 100	46 167	14	50 919	-	171 512	14
59 434	32 390	-	27 044	-	143 877	15
20 595	2 256	-	18 339	-	39 891	16

単位：ha

民有						区分
公有					私有	
小計	都道府県	森林整備法人 (林業・造林公社)	市区町村	財産区		
47 859	4 121	84	36 601	7 053	198 642	1
19 964	2 837	-	17 127	-	115 417	2
213	106	-	107	-	629	3
1 534	4	-	1 530	-	5 148	4
316	3	-	313	-	4 119	5
538	22	-	516	-	24 106	6
249	84	-	165	-	1 056	7
353	153	-	200	-	1 303	8
-	-	-	-	-	-	9
1 333	-	-	1 333	-	11 429	10
644	25	-	619	-	6 882	11
4 790	2 407	-	2 383	-	12 112	12
540	-	-	540	-	2 609	13
700	11	-	689	-	14 699	14
7 248	9	-	7 239	-	28 147	15
1 506	13	-	1 493	-	3 178	16

### 3 地域資源を活用した施設

単位：施設

区 分	産地直売所					区 分
	計	運営主体				
		地方公共団体	第3セクター	農業協同組合	その他	
全 国 1	16 829	210	462	2 315	13 842	1
北 海 道 2	841	6	18	68	749	2
石 狩 3	121	1	2	12	106	3
渡 島 4	97	-	2	5	90	4
檜 山 5	11	-	1	-	10	5
後 志 6	81	3	1	1	76	6
空 知 7	110	1	2	12	95	7
上 川 8	131	-	5	12	114	8
留 萌 9	46	-	1	2	43	9
宗 谷 10	10	-	-	-	10	10
オホーツク 11	56	-	-	5	51	11
胆 振 12	68	-	1	4	63	12
日 高 13	12	-	-	2	10	13
十 勝 14	62	-	-	9	53	14
釧 路 15	31	1	3	3	24	15
根 室 16	5	-	-	1	4	16

### 4 D I Dまでの所要時間別農業集落数

単位：集落

区 分	計	所要時間					区 分
		15分未満	15分～30分	30分～1時間	1時間～1時間半	1時間半以上	
全 国 1	139 176	38 353	55 594	35 249	7 360	2 620	1
北 海 道 2	7 135	1 345	2 750	2 210	608	222	2
石 狩 3	402	132	180	78	12	-	3
渡 島 4	388	128	103	105	19	33	4
檜 山 5	159	20	37	58	30	14	5
後 志 6	562	139	208	154	45	16	6
空 知 7	1 218	351	699	159	9	-	7
上 川 8	1 358	258	607	391	79	23	8
留 萌 9	259	37	115	77	26	4	9
宗 谷 10	205	3	15	51	63	73	10
オホーツク 11	476	64	216	156	35	5	11
胆 振 12	204	35	80	57	11	21	12
日 高 13	186	16	34	86	41	9	13
十 勝 14	1 096	129	330	476	140	21	14
釧 路 15	383	6	21	256	97	3	15
根 室 16	239	27	105	106	1	-	16

5 実行組合のある農業集落数

単位：集落

区 分	計	実行組合 がある	実行組合 がない	区 分
全 国 1	139 176	101 389	37 787	1
北 海 道 2	7 135	5 380	1 755	2
石 狩 3	402	331	71	3
渡 島 4	388	151	237	4
檜 山 5	159	79	80	5
後 志 6	562	352	210	6
空 知 7	1 218	1 108	110	7
上 川 8	1 358	1 077	281	8
留 萌 9	259	163	96	9
宗 谷 10	205	95	110	10
オホーツク 11	476	367	109	11
胆 振 12	204	146	58	12
日 高 13	186	129	57	13
十 勝 14	1 096	995	101	14
釧 路 15	383	179	204	15
根 室 16	239	208	31	16

6 過去1年間に開催された寄り合いの回数別農業集落数

区 分	計	寄り合いを				
		小計	1～2回	3～4	5～6	7～8
全 国 1	139 176	128 754	13 924	17 378	19 592	10 710
北 海 道 2	7 135	6 213	480	947	1 171	644
石 狩 3	402	293	56	48	60	20
渡 島 4	388	336	14	80	89	33
檜 山 5	159	143	10	31	34	9
後 志 6	562	529	105	133	70	46
空 知 7	1 218	1 071	44	93	147	62
上 川 8	1 358	1 234	86	126	214	202
留 萌 9	259	168	14	25	38	26
宗 谷 10	205	194	18	53	49	12
オホーツク 11	476	437	23	62	100	29
胆 振 12	204	140	10	31	25	13
日 高 13	186	134	13	43	43	10
十 勝 14	1 096	1 022	51	152	210	104
釧 路 15	383	278	17	35	51	47
根 室 16	239	234	19	35	41	31

7 寄り合いの議題別農業集落数

区 分	寄り合いを 開催した 農業集落数	寄り合いの議題（複数回答）				
		農業生産に かかる事項	農道・農業用 排水路・ ため池の管理	集落共有財産 ・共用施設の 管理	環境美化・ 自然環境の 保全	農業集落行事 (祭り・イベント等)の 計画・推進
全 国 1	128 754	82 062	91 903	81 066	99 499	106 715
北 海 道 2	6 213	4 522	3 404	3 697	4 613	5 313
石 狩 3	293	191	201	149	202	247
渡 島 4	336	133	100	90	233	267
檜 山 5	143	78	78	74	112	134
後 志 6	529	302	226	271	331	463
空 知 7	1 071	1 029	830	756	874	867
上 川 8	1 234	1 021	858	794	929	984
留 萌 9	168	122	100	111	101	138
宗 谷 10	194	75	31	123	159	185
オホーツク 11	437	253	161	302	326	402
胆 振 12	140	128	98	78	103	91
日 高 13	134	60	28	61	78	126
十 勝 14	1 022	795	551	597	735	927
釧 路 15	278	167	73	137	237	257
根 室 16	234	168	69	154	193	225

単位：集落

開催した農業集落数							開催なし	区分
9～10	11～12	13～14	15～16	17～18	19～20	21回以上		
13 227	12 718	5 969	9 878	4 073	6 280	15 005	10 422	1
772	591	241	486	157	292	432	922	2
32	30	7	11	1	8	20	109	3
35	35	20	13	4	3	10	52	4
12	11	6	10	3	5	12	16	5
41	20	26	29	12	38	9	33	6
129	151	65	149	52	84	95	147	7
178	134	54	87	34	50	69	124	8
16	10	4	16	-	2	17	91	9
26	9	1	13	4	2	7	11	10
56	24	10	20	10	17	86	39	11
21	4	2	7	6	6	15	64	12
7	8	3	2	1	2	2	52	13
135	117	21	93	20	55	64	74	14
43	21	14	24	7	7	12	105	15
41	17	8	12	3	13	14	5	16

単位：集落

農業集落内の 福祉・厚生	寄り合いを 開催 しなかった	区分
63 881	10 422	1
3 189	922	2
177	109	3
287	52	4
117	16	5
249	33	6
536	147	7
605	124	8
39	91	9
89	11	10
284	39	11
27	64	12
30	52	13
511	74	14
151	105	15
87	5	16

## 8 地域資源の保全

## (1) 農地

## (2) 森林

単位：集落

区 分	計	農地のある農業集落			農地のない 農業集落	計	森林の
		小計	保全して いる	保全して いない			小計
全 国 1	139 176	134 444	46 563	87 881	4 732	139 176	106 467
北 海 道 2	7 135	6 635	2 183	4 452	500	7 135	5 861
石 狩 3	402	361	95	266	41	402	309
渡 島 4	388	329	14	315	59	388	304
檜 山 5	159	139	25	114	20	159	151
後 志 6	562	448	146	302	114	562	499
空 知 7	1 218	1 154	424	730	64	1 218	677
上 川 8	1 358	1 296	514	782	62	1 358	956
留 萌 9	259	203	48	155	56	259	245
宗 谷 10	205	188	76	112	17	205	202
オホーツク 11	476	466	95	371	10	476	466
胆 振 12	204	189	52	137	15	204	198
日 高 13	186	183	2	181	3	186	184
十 勝 14	1 096	1 083	439	644	13	1 096	1 053
釧 路 15	383	362	48	314	21	383	378
根 室 16	239	234	205	29	5	239	239

## (4) 河川・水路

## (5) 農業用排水路

単位：集落

区 分	計	河川・水路のある農業集落			河川・水路 のない 農業集落	計	農業用
		小計	保全して いる	保全して いない			小計
全 国 1	139 176	120 410	52 527	67 883	18 766	139 176	126 132
北 海 道 2	7 135	6 599	1 505	5 094	536	7 135	5 191
石 狩 3	402	394	174	220	8	402	331
渡 島 4	388	377	24	353	11	388	168
檜 山 5	159	155	41	114	4	159	103
後 志 6	562	486	-	486	76	562	364
空 知 7	1 218	1 038	288	750	180	1 218	1 103
上 川 8	1 358	1 291	422	869	67	1 358	1 273
留 萌 9	259	212	41	171	47	259	160
宗 谷 10	205	162	12	150	43	205	42
オホーツク 11	476	455	52	403	21	476	410
胆 振 12	204	187	43	144	17	204	139
日 高 13	186	180	10	170	6	186	138
十 勝 14	1 096	1 057	355	702	39	1 096	730
釧 路 15	383	379	29	350	4	383	224
根 室 16	239	226	14	212	13	239	6

## (3) ため池・湖沼

単位：集落

単位：集落

ある農業集落		森林のない 農業集落	計	ため池・湖沼のある農業集落			ため池・ 湖沼の ない 農業集落	区 分
保全して いる	保全して いない			小計	保全して いる	保全して いない		
20 260	86 207	32 709	139 176	42 549	24 065	18 484	96 627	1
631	5 230	1 274	7 135	1 584	309	1 275	5 551	2
88	221	93	402	178	48	130	224	3
21	283	84	388	33	2	31	355	4
25	126	8	159	29	15	14	130	5
-	499	63	562	43	1	42	519	6
29	648	541	1 218	390	78	312	828	7
148	808	402	1 358	640	127	513	718	8
30	215	14	259	36	10	26	223	9
23	179	3	205	18	-	18	187	10
88	378	10	476	41	10	31	435	11
6	192	6	204	55	8	47	149	12
26	158	2	186	35	1	34	151	13
99	954	43	1 096	42	3	39	1 054	14
29	349	5	383	32	6	26	351	15
19	220	-	239	12	-	12	227	16

単位：集落

用排水路のある農業集落		農業用 用排水路 のない 農業集落	区 分
保全して いる	保全して いない		
92 162	33 970	13 044	1
2 444	2 747	1 944	2
208	123	71	3
72	96	220	4
78	25	56	5
210	154	198	6
665	438	115	7
549	724	85	8
56	104	99	9
36	6	163	10
63	347	66	11
101	38	65	12
34	104	48	13
354	376	366	14
13	211	159	15
5	1	233	16

## 【調査の概要】

### 1 調査の目的

2010年世界農林業センサス（以下「調査」という。）は、平成22年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（FAO）が提唱する2010年農業センサス世界計画の趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的とする。

### 2 調査体系の概要

調査の種類	調査の対象	調査の系統	調査の系統
農林業経営体調査	農林業経営体	農林水産省 ↓ 都道府県 ↓ 市区町村 ↓ 指導員 ↓ 調査員	調査員が農林漁業経営体に調査票を配布・回収する方法
農山村地域調査	市区町村	農林水産省 ↓ 地方農政局 ↓ 地方農政事務所 ↓ 統計・情報センター	統計・情報センターから市区町村に調査票を郵送又はオンラインにより配布・回収する方法
	農業集落	農林水産省 ↓ 地方農政局 ↓ 地方農政事務所 ↓ 統計・情報センター ↓ 調査員	調査員が農業集落精通者に調査票を配布・回収する方法、ただし、農業集落精通者から面接調査の申出があった場合は、面接調査により行う

### 3 調査の対象

- (1) 農林業経営体調査においては、規定に該当するすべての農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く）を対象とした。
- (2) 農山村地域調査においては、北海道の市区町村（188市区町村）及び全域が市街化区域に含まれる農業集落を除く北海道の農業集落（7,135集落）を対象とした。

### 4 調査期日

平成22年2月1日現在で実施した。

### 5 調査方法

- (1) 農林業経営体調査については、農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体の自計調査により実施した。
- (2) 農山村地域調査については、農林水産省－地方統計組織の実施系統で行い、市区町村用調査票は、市区町村に対する往復郵送調査（なお、市区町村の申出によりオ

ンライン報告も可能とした。)とし、農業集落用調査票は、農業集落精通者に対し統計調査員が調査票を配付回収する自計調査(なお、農業集落精通者の申出により面接調査も可能とした。)とした。

## 6 数値について

- (1) この結果概要の数値は概数値であり、確定値は平成23年3月までに公表する。  
(2) 要旨中の統計数値については、各単位ごとに四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。

また、要旨中の各表の増減率、構成比等は四捨五入前の原数値により算出しているため、表上の数値で算出したものと若干の差が生じる場合がある。

## 7 用語の解説

### (1) 総土地面積及び林野面積

総土地面積	原則として国土地理院『全国都道府県市区町村別面積調』による総土地面積によった。
林野面積	「現況森林面積」に「森林以外の草生地」の面積を加えた面積をいい、不動産登記法(平成16年法律第123号)上の地目分類では山林と原野を合わせたものに該当する。
現況森林面積	調査期日現在の森林面積をいう。
森林面積	森林法(昭和26年法律第249号)第2条にいう「森林」をいい、山林に未立木地を加えたものに該当する。
山林	用材、薪炭材、竹材、その他の林産物の生産を行う樹木及び竹を集団的に生育させるために用いる土地をいい、不動産登記法上の地目類のひとつである。 立木地のほか、伐採跡地も含める。
森林以外の草生地	森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいう。 なお、河川敷、けい畔、ていとう(堤塘)、道路敷、ゴルフ場等は草生していても含めない。
林野率	総土地面積に占める林野面積の割合をいう。 なお、全国、全国農業地域別、都道府県別の各数値を算出する際は、総土地面積から北方四島(503,614ha)及び竹島(21ha)を除いて計算した。

## (2) 所有形態別林野面積

国有(林)	「林野庁」及び「林野庁以外の官庁」が所管している林野をいう。
林野庁	林野庁所管の国有林野及び官行造林地をいう。
林野庁以外の官庁	林野庁以外の国の機関をいい、例えば財務省等の省庁が所管している林野をいう。
民有(林)	国有以外の林野をいい、「独立行政法人等」、「公有」及び「私有」に分類される。
独立行政法人等	独立行政法人、国立大学法人、特殊法人が所有している林野をいう。
公有(林)	「都道府県」、「森林整備法人(林業・造林公社)」、「市区町村」及び「財産区」が所管している林野をいう。
都道府県	都道府県が所管している林野をいう。林務主管課(部)所管森林のほか、水道局、教育委員会、開発企業局等の所管するものをいい、都道府県行造林地、都道府県立高校の学校林等も含める。
森林整備法人(林業・造林公社)	分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)の規定により設立された法人等で、(林業・造林公社)林業(造林)公社も含む。
市区町村	市区町村が所管している林野をいう。地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条に規定する地方公共団体の組合(通常「町村組合」ともいわれているもので、市区町村の事務、例えば市区町村有林についての事務を運営するため2つ以上の市区町村が作る組合)の所管する林野を含める。また、市区町村が造林主体となっている分収林も含める。
財産区	地方自治法(第294条)に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた林野について財産区を作り、地元民が使用収益している林野をいう。
私有(林)	個人、会社、社寺、共同(共有)、各種団体・組合等が所有している林野をいう。

## (3) 地域資源を活用した施設

産地直売所	生産者が自ら生産した農産物(農産物加工品を含む。)を生産者又は生産者のグループが、定期的に地域内外の消費者と直接対面で販売するために開設した場所又は施設をいう。
-------	--

なお、市区町村、農業協同組合等が開設した施設や道の駅に併設された施設を利用するもの、並びに果実等の季節性が高い農産物を販売するためにその時季に限って開設されるものは含むが、無人施設や自動車等による移動販売は除く。

運営主体	産地直売所を運営する主たる組織をいう。
地方公共団体	都道府県又は市区町村が運営するものをいう。
第3セクター	国や地方公共団体と民間企業との共同出資で設立された事業体が運営するものをいう。
農業協同組合	農業協同組合が運営するものをいう。 (農業協同組合とは、農業者が相互扶助を目的として、農業協同組合法(農協法)に基づき自主的に設立する組合で法人格を有しているものをいう。)
その他	生産者個人又は生産者グループが運営するもの、及び上記以外の機関で、民間企業等が運営するものをいう。

#### (4) DIDまでの所要時間

農業集落	市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のことである。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。
DID(人口集中地区)	平成17年国勢調査において、人口密度約4,000人/k <sup>2</sup> 以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域をいう。 (DID: Densely Inhabited District)

#### (5) 実行組合の状況

実行組合	農業生産活動における最も基礎的な農家集団である。 具体的には、生産組合、農事実行組合、農家組合、農協支部など様々な名称で呼ばれているが、その名称のいかんにかかわらず、総合的な機能をもつ農業生産者の集団をいう。 ただし、出荷組合、酪農組合、養蚕組合など農業の一部門だけを担当する団体は含めない。
------	--

## (6) 寄り合いの開催状況

寄り合い	<p>原則として地域社会または地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の人達が協議を行うため 開く会合をいう。また、農業集落の全世帯を対象とした会合あるいは農業集落内の全農家を対象とした会合は行われていないが、農業集落内の各班における代表者、役員が集まって行われている会合についても、地域社会又は地域の農業生産に関する事項について意思決定がなされているものであれば寄り合いとみなす。</p> <p>ただし、婦人会、子供会、青年団、4Hクラブ等のサークル活動的なものは除く。</p>
------	--

## (7) 寄り合いの議題

農業生産にかかる事項	生産調整・転作、共同で行う防除や出荷、農作業の労働力調整等の農業生産に関する事項をいう。
農道・農業用排水路・ため池の管理	農道、農業用排水路、ため池の補修、草刈り、泥上げ、清掃等の農道、農業用排水路及びため池の維持・管理に関する事項をいう。
集落共有財産・共用施設の管理	農業集落における農業用機械、施設や共有林などの共有財産や、共用の生活関連施設の維持・管理に関する事項をいう。
環境美化・自然環境の保全	農業集落内の清掃、空き缶拾い、草刈り等の環境美化や自然資源等の保全等に関する事項をいう。
農業集落行事（祭り・イベント等）の計画・推進	寺社や仏閣における祭り（祭礼、大祭、例祭等）、運動会、各種イベント等の集落行事の計画・推進に関する事項をいう。
農業集落内の福祉・厚生	農業集落内の高齢者や子供会のサービス（介護活動、子供会など）やゴミ処理、リサイクル活動、共同で行う消毒など。

## (8) 地域資源の保全状況

地域資源	本調査では、農地、森林、ため池・湖沼、河川・水路、農業用水路を地域資源と定め調査を行った。
------	---

地域資源の保全	地域住民等が主体となって地域資源を地域の共有資源として、保全、維持、向上を目的に行う行為をいう。
農地	農地法（昭和27年法律第229号）に基づく耕作の目的に供される土地をいう。
森林	森林法(昭和26年法律第249号)第2条にいう「森林」をいう。
ため池・湖沼	かんがい用水をためておく人工または天然の池をいう。
河川・水路	一級河川、二級河川のほか小川等の小さな水流及び運河をいう。 なお、農業用又は生活用の用排水路は除く。
農業用排水路	農業用の用水または排水のための施設をいう。

## 8 数値の比較について

以下の統計については、2010年世界農林業センサスと2005年農林業センサスでは調査対象又は調査方法が異なるため、比較する際には留意する必要がある。

産地直売所数	2010年世界農林業センサスは、市区町村を調査対象としており、2005年農林業センサスでは農業集落を調査対象とし、かつ、全域が市街化区域に含まれる農業集落は調査対象から除いている。
実行組合のある農業集落数及び寄り合いの回数別農業集落数	2010年世界農林業センサスは、全域が市街化区域に含まれる農業集落を除いた農業集落を対象とした全数調査であるが、2005年農林業センサスでは、標本調査（標本数：23,194集落）により推計した数値である。 また、2000年世界農林業センサスでは、農家が点在しているなどで農業集落内に農家が4戸以下の農業集落を調査対象から除いている。

### 【調査結果に関連する情報】

#### ◎調査結果の利活用

- ・ 食料・農業・農村計画、森林・林業基本計画等、各種農業施策の企画・立案、効果の検証のための資料として活用
- ・ 各種統計調査（農業経営調査、作物統計調査、畜産物統計調査等）の母集団として活用
- ・ 地方交付税交付金の算定資料として活用



## 農林業センサス

### 農林業センサスに関する問い合わせ先

○農林業経営体調査（経営体調査、土地面積など）に関する問い合わせ先

北海道総合政策部地域行政局 統計課経済統計グループ

電話 (011)204-5145

ホームページアドレス

【<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tuk/026caf/index.htm>】

○農山村地域調査（本公表資料）に関する問い合わせ先

農林水産省 北海道農政事務所 統計部 経営・構造統計課

電話 (011)642-5611

ホームページアドレス

【<http://www.maff.go.jp/hokkaido/toukei/kikaku/sokuho/index.html>】